

令和 7 年度 アクティブシニア・ボランティアポイント制度「いぐすペイ」

【参加店舗 募集要項兼参加規約】

目 次

1 本規約について……………	2
2 本制度の概要等について……………	2
3 参加店舗の参加要件について……………	3
4 参加申請と申請後の流れについて……………	4
5 決済方法・ポイント利用額の報告、支払いについて……………	5
6 参加申請の取り下げ等について……………	6
7 その他留意事項……………	6
8 問い合わせ先……………	7

1. 本規約について

「令和7年度アクティブシニア・ボランティアポイント制度参加店舗募集要項兼参加規約」(以下、「本規約」という。)は、仙台市が実施するアクティブシニア・ボランティアポイント制度におけるポイント付与の対象や利用方法等について定めております。本制度に参加店舗として参加を希望する事業者は、必ず本規約を確認いただき、規約内容について同意の上で申請を行うこととします。

2. 本制度の概要等について

●本制度の概要

(1) 名称

「アクティブシニア・ボランティアポイント制度」(以下「制度」といいます。)

(2) 目的および概要

高齢者の健康寿命の延伸に向けた取組みを推進するとともに、地域の支え合いの担い手を確保し社会の持続可能性を高めるため、高齢者がボランティアや介護・フレイル予防などの活動に参加した際に、スマートフォンアプリなどを活用して市内店舗等で利用できるポイントを、上記の活動等の運営団体から付与するものです。

(3) 事業内容

仙台市内におけるボランティアや介護・フレイル予防などの活動に対して、市内の参加店舗で利用できるポイントの発行を行い、参加店舗において使用されたポイントについてその相当分を事務局から支払うものです。

●用語の定義

本規約における用語の定義は以下のとおりです。

(1) 事業者:仙台市で事業を営む法人・個人事業主等をいいます。

(2) 申請者:本制度に参加申請した事業者をいいます。

(3) 参加店舗:本制度への参加申請後、事務局の審査を経てポイントでの商品・サービスの販売を行う仙台市内の店舗等をいいます。

(4) ポイント:参加店舗でのみ利用可能な有効期限のあるキャッシュレスポイントのことをいいます。

(5) 事務局:本制度の業務を受託し、運営を行う者をいいます。

●実施期間

本制度の開始や実施期間については、下記のとおりを想定しておりますが、ポイントの付与状況や使用状況の動向等を鑑みて変更となる場合があります。

実施期間 令和7年9月1日(月)から令和8年3月31日(火)まで

※ただし、ポイントの付与は令和8年2月28日(土)23時59分まで

●ポイント

ポイント付与対象となる活動を行った高齢者に対し、(株)まちのわが提供する「いぐすペイ」アプリを活用し、参加店舗でのみ利用可能なポイントを付与します。

【利用対象者】:仙台市に住民票を置く65歳以上の高齢者

【付与額】:活動の種類に応じて、1回あたり100～300ポイント

【有効期間】:令和8年3月 31 日(火) 23 時 59 分まで

※ただし、ポイントの付与は令和8年2月 28 日 23 時 59 分まで

3. 参加店舗の参加要件について

●該当する事業者

ポイントは、参加店舗でのみ利用可能となります。本制度の参加店舗の参加要件は次の通りと定めております。

業種	例示
飲食店	レストラン、喫茶、ファストフード、居酒屋、フードコート 等
小売店	道の駅、サービスエリア売店、土産物店、薬局、スーパー、コンビニエンスストア、アパレル販売、弁当屋、フードデリバリー、持ち帰り専門店等
レンタカー	レンタカー等
観光施設	遊園地、動物園、温泉施設、水族館、観光農園等
体験型アクティビティ	乗馬、カヌー、カヤック、パラグライダー、レンタサイクル等、各種体験アクティビティ
スポーツ観戦	野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール等
文化施設	美術館、博物館
タクシー	タクシー、ハイヤー等
旅館、ホテル、旅行事業者	宿泊料金、宿泊施設におけるオプションツアー、アクティビティ、追加飲み物代、施設内における飲食店・売店
その他	その他市内で営業している店舗

●対象外となる事業者

下記①～⑥に該当する事業者は対象外とします。

①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 5 項に該当する営業形態である場合および公序良俗に反すると認められる場合

②国及び地方公共団体が直接管理・運営する施設

③特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者

④下記次項「ポイント使用対象外となる支払い」に記載の取引、商品のみを取扱う事業者

⑤自己または自社の役員が、次のいずれかに該当する者

(ア) 暴力団

(イ) 暴力団員

(ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者

(エ) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して賃金を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
また、(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

⑥その他、本事業の目的に照らして不適当と仙台市及び事務局が判断する事業者

●ポイント使用対象外となる支払い

以下の商品・サービス等については、ポイントの使用対象外とします。

- (1) 出資や税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等の支払い
- (2) 有価証券、金券、その他商品券(ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、コンビニで金券として利用できる引換券)等の換金性の高いものの購入
- (3) たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料・機器類及び仕入れ商品等の購入
- (5) 土地・家屋購入、家賃、地代、駐車料等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い
- (8) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (9) ポイントを利用するサービス等が仙台市内で完結しないもの
- (10) 事務局等がポイントの使用対象として適当と認めないもの

4. 参加申請と申請後の流れについて

●参加申請方法

参加店舗として制度への参加をご希望される場合は、本規約をご確認いただき規約内容について同意の上、オンライン申請ページよりお申込みください。

・オンライン申請ページ <https://logoform.jp/form/3PrJ/1092548>

※お申込み後に辞退することも可能です。

※同じ運営会社で複数の店舗で参加を希望される場合は、店舗毎にお申込みください。

※申込期限: 令和8年2月28日(土)23時59分



●申請後の流れ

オンライン申請ページにてお申込みいただいた後、ポイント使用開始までの流れは以下の通りとなります。

①事務局にて申請内容を審査します。審査には約1週間～2週間を要し、参加要件を満たす場合には参加店舗として登録し、メールにて登録した旨を通知いたします。

②上記①の後、スターターキット(取り扱いマニュアル、QRコード、POP等)とID・仮パスワードを登録された住所に配送いたします。

③ QRコード台紙の設置等、受け入り準備をお願いいたします。

※本制度開始後は申し込みから審査を経て参加店舗として開始するまで約1週間～2週

間を要します。

※スターターキットは本事業の遂行目的以外では使用できません。

※登録が認められない場合は、申請書に記載された連絡先にその旨を通知いたします。

●参加店舗の対応事項

参加店舗は、下記について対応することとします。

(1)参加店舗登録後に提供する ID・PW(パスワード)を用いて、速やかに「いぐすペイ」参加店舗向けの管理画面にログインし、利用者が利用できるように受入準備を行うこと。その他必要な事務局の指示を遵守すること。

(2)登録後、事務局から提供する参加店舗の決済用QRコードが記載されたQRコード台紙等を利用者に分かりやすく、見やすい場所に掲示すること。

(3)事務局が別途提供する参加店舗マニュアル(特設ホームページに掲載します)に基づき、ポイントと引き換えに商品・サービス等の提供を行う。その他必要な事務局等の指示を遵守すること。

(4)取引においてポイントでの決済を拒否しないこと。ポイント利用者のポイント残高不足時の際はポイントと現金又はキャッシュレス決済等と合算にて対応を行うこと。但し、ポイント参加店舗側の事情によりその対応が取れない場合は、予め書面等で利用者に明示することにより、ポイントでの支払を断ることも可とする。

(5)決済の際には必ず金額を確認して処理を行うこと。参加店舗又は利用者の金額誤入力により決済額に誤りが生じた場合は、管理画面を用いて参加店舗側で取消処理を行うものとする。事務局等は一切関与しないので注意すること。

(6)ポイントで購入した商品の返品及び返金は原則不可とする。

(7)ポイントを用いた取引を行う場合は、不正利用防止の観点から、以下に定める事項を善良な管理者の注意義務をもって必ず確認すること。

・ポイント(QRコードを含む)の偽造、変更及び模造の有無

・提供しようとする商品・サービス等が前項3「ポイント使用対象外となる支払い」に該当しないこと。

(8)ポイントの決済方法を含め、本制度に従事する従業員に本規約に記載の内容を周知すること。

(9)制度終了後、事務局よりアンケートへの協力依頼がある際はそれに応じること。

5. 決済方法・ポイント利用額の報告、支払いについて

●決済方法(仮)

決済時においては、参加店舗がQRコードを掲示する方式(MPM 方式※1)の決済対応を原則としますが、スマートフォン非所持者対応のため、利用者が支払い用QRコードの記載されたカードを提示する方式(CPM 方式※2)での対応も可能な参加店舗においては、MPM 及び CPM 双方の決済対応をお願いします。

※1MPM 方式・・・参加店舗:QRコード掲示／利用者:QRコード読取

・MPM 方式による決済:事務局から参加店舗ごとに付与する参加店舗用QRコードを掲示し、利用者が読み取りを行う。

※2 CPM 方式・・・利用者:QRコード提示／参加店舗:QRコード読取

・CPM 方式による決済:参加店舗側のスマートフォンまたはタブレットに、参加店舗用に提供されるアプリをインストール。決済時は当該アプリを用いて利用者が提示するQRコードの読み取りを行う。参加店舗側において、通信可能でかつ iOS 又は AndroidOS 及びカメラ機能が有効なもの(スマートフォンやタブレットなど)を準備すること。

●ポイント利用額の報告・請求・支払い(仮)

- (1)ポイント利用額の請求は自動的に行われるため、請求手続きは不要です。
- (2)売上金額や精算状況は、参加店舗登録後に送付する ID・PW を用いて、管理画面にて確認することができます。
- (3)振込については後日送付の参加店舗マニュアル(特設ホームページに掲載します)に記載のスケジュール(毎月①15 日締/同月末着金②月末締/翌 15 日着金)を目安に、事務局による確認を経て指定口座への振込を実施します。
- (4)決済手数料、換金等の手数料等は発生いたしません。

6. 参加申請の取り下げ等について

●申請の取り下げ方法・登録情報の変更方法

- (1)参加店舗登録の取り下げを希望する場合、取扱いを中止する 1 週間前までにコールセンターへ申し出てください。
- (2)参加店舗登録後に事業者名称の変更、請求元や支払先の変更等、登録情報の変更が生じた場合は、コールセンターに連絡の上、変更を行ってください。
- (3)事業内容等について、「3.参加店舗の参加要件について」に定める参加要件を満たさなくなった場合は、速やかにコールセンターに申し出てください。

●不正利用等

- (1)審査査完了後も以下に該当する場合、参加店舗へ報告依頼や事務局による立ち入り調査や申請の取消を行い、本制度への参加を無効とする場合があります。
 - (ア) 申請内容に虚偽・不備・不正等があった場合
 - (イ) 営業形態が公序良俗に反すると認められる場合
 - (ウ) 本紙の規定に違反する行為が認められた場合
 - (エ) ポイントの不正利用(自己取引・架空取引等)を行った場合
 - (オ) 詐欺等の犯罪に結びつく行為を行った場合
 - (カ) 事務局がポイント利用相当分の支払や参加の停止が適当と判断した場合
- (2)登録が取消された場合は、直ちに参加店舗に掲示している制度のポスター等を取外し、ポイントに関する配布物一式を事務局へ返還するものといたします。
- (3)利用者への不利益を与える行為や、故意に仙台市等に対して損害を与える行為等を行った場合は、参加店舗登録の取消並びにポイント利用相当分の交付取り消しを行うほか、交付済みのポイント利用相当分の返還及び損害賠償を求める場合があります。

7. その他留意事項

- (1)ポイントの取扱い方法など詳細な手順については、参加店舗マニュアル(8 月中旬～下旬頃に特設ホームページに掲載します)を参照してください。
- (2)本規約に違反する行為が認められた場合、ポイント請求の拒否や登録の取消を行います。そのために処理経費等が生じた際は処理経費を請求する場合があります。
- (3)参加店舗は、参加店舗としての地位を第三者に譲渡できません。また、事務局に対する債権を第三者に譲渡、質入れ等はできません。
- (4)参加店舗は、事務局が事前に承認した場合を除き、本要領記載の業務の全部又は一部を第三者に委託できません。業務委託を承認した場合でも参加店舗は本規約に定める義務及び責任について免れません。
- (5)管理画面のお知らせを通じて、参加店舗に対し別途仙台市が行う事業等についてお知らせを行う場合があります。
- (6)本規約に記載のない事項もしくは定めのない事項については事務局がその対応を決定します。

8. 問い合わせ先

①令和7年8月5日まで

仙台市地域包括ケア推進課 介護・フレイル予防推進係
電話:022-214-8484(土日祝を除く 9:00～17:00)

②令和7年8月6日から

仙台市アクティブシニア・ボランティアポイント運営事務局
電話 050-5526-2669
(土日祝および令和7年12月29日(月)～令和8年1月3日(土)を除く)